

令和元年度第3回（第47回） 外務省契約監視委員会
議事概要

開催日及び場所	令和元年10月1日（火） 於：外務省202号会議室	
委員	委員長 中谷 和弘 委員 三笥 裕, 宮本 和之, 門伝 明子, 増井 良啓	
抽出案件		(備考)
一般競争方式（政府調達に関する協定適用対象）	4/32 件	審査対象： 令和元年度第1四半期 （平成30年度第4四半期1 件を含む）
一般競争方式（上記以外）	3/136 件	
指名競争方式	0/6 件	
企画競争に基づく随意契約方式	0/90 件	
公募に基づく随意契約方式	0/31 件	
その他の随意契約方式	6/227 件	
合計	522 件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する外務省の回答等	別紙のとおり。	別紙のとおり。
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	
その他	会計課調達官より「平成31年度外務省調達改善計画」上半期の自己評価について今後の進め方等を説明し、各委員より了解を得られた。	

別紙

委 員	外 務 省
<p>1. 物品・役務等の契約（総括表） （特段の意見等なし）</p> <p>2. 指名停止等の運用状況 （特段の意見なし）</p> <p>3. 再度入札における一位不動状況 （特段の意見なし）</p> <p>4. 低入札価格調査制度調査対象の発生状況 （特段の意見なし）</p> <p>5. 抽出案件の審議</p> <p>②－33：「省内エアシューター保守」業務委嘱 ○一者応札となっている理由につき分析。</p> <p>○使用頻度及び現在もまだ必要性はあるのか？</p> <p>⑥－200：「米国大統領一行の訪日に係る接遇（ゴルフ関係）」業務委嘱 ○ゴルフ場において、ホテルでのレセプションのような会合を設けたのか。 ○他のゴルフ場で実施した場合と比較し、本件契約金額は安くなっているのか。</p>	<p>●本機器は汎用性のあるものとはいえないことから、本業務の実施可能な事業者が極めて少ないためと考える。</p> <p>●運用件数について1日に10件から約50件程度である。今後ペーパーレスに係る取り組みを通じ必要性が減じる可能性はあるが、現在、メール等での電子的な送付が困難な冊子等の資料の送付に使用しており、今後、電子的な業務実施体制への移行完了までは必要である。</p> <p>●レセプションは行っていないが、クラブハウスで少人数の昼食会を実施した。</p> <p>●本件ゴルフは外交上、安全上の理由から少人数でプレーしたものであり、本来であれば（貸し切り等にかかる）営業補償料金等も支払わねばならなかったが、ゴルフ場側との交渉の結果、同経費等は一部免除され、一般的な料金と比較して割安となっている。</p>

委 員	外 務 省
<p>○両首脳のプレーという観点で言うと、外務省ではなく官邸が経費負担をすべきではないかとも思えるが、なぜ外務省が負担したのか。</p> <p>①-2, ①-5 : 「一斉通報・安全確認のためのショートメッセージサービス（SMS）の運用・保守」業務委嘱</p> <p>○一者応札となった要因如何。</p> <p>○「緊急事態」にSMSを配信するか否かは誰が判断するのか。</p> <p>○17カ国の選定理由。</p> <p>○一斉送信後、受信者は返信をするのか。</p> <p>○返信は領事局の設定のみで出来るのか、また別料金がかかるのか。</p>	<p>●今般、トランプ大統領は国賓として訪日しており、国賓予算は外務省から支出していることもあり、トランプ大統領訪日中の行事の一つである本件は、外務省予算から支弁した。</p> <p>●大手通信社等に応札しなかった理由をヒアリングしたところ、仕様書で求められているSMSは、新たにシステム開発を行う必要があり、他社はコスト面からインセンティブが働かなかったことが要因である。</p> <p>●領事局で判断する。応札業者が領事局の了解なしにSMSを送信することはない。</p> <p>●在留届の数などから、主に日本人が多く滞在している国・地域を選定している。</p> <p>●文字制限はあるが、返信を頂くことも可能である。それを受け、事案によっては先方治安当局等に協力を依頼するなど対応は様々である。</p> <p>●返信は、受信したメッセージに直接返信すればよいが、返信の際の通信料は、送信者（邦人）の負担になる。その点も理解いただけるように説明に努めるが、緊急時には安全を最優先に判断いただくことが重要ではないかと考える。</p>
<p>②-55 : 「G20大阪サミット用消耗品」の購入</p> <p>○多岐にわたる消耗品を購入しているが、過去の大型ロジの経験から必要な物品や数量のノウハウは蓄積、引き継がれているのか。</p> <p>○数量不足や無駄が出ることはあるのか。何を参考に数量等を決めたのか。</p>	<p>●会議毎に規模が違うため、一概には言えないが、過去の実績等からどのくらいの物品の数量が必要であるとの相場観を持っているので、購入数を判断している。</p> <p>●G20サミットは初めてであったこともあり、G7伊勢志摩サミットの実績を参考にし</p>

委 員	外 務 省
<p>⑥-1：「G20大阪サミットにおける主要施設等の設営・運営」業務委嘱</p> <p>○価格の妥当性をどのように判断したのか。契約どおりに物品が調達されたことを事後的にどのように確認するのか。</p> <p>○フェンス倒壊事故があり、受託者は指名停止となった。フェンスに係る瑕疵があったが、外務省は全額払うのか。</p> <p>⑥-2：「ジャパン・ハウスの運営等業務（サンパウロ）」業務委嘱</p> <p>⑥-8：「ジャパン・ハウスの運営等業務（ロンドン）」業務委嘱</p> <p>⑥-9：「ジャパン・ハウスの運営等業務（ロサンゼルス）」業務委嘱</p> <p>○サンパウロは5年契約となっている一方、ロンドンとロサンゼルスが3ヶ月契約となっている理由は何か。</p> <p>○ロンドンとロサンゼルスの7月からの委託契約はどうなったのか。</p> <p>○ロンドン及びロサンゼルスの受託者が辞退した理由は何か。</p>	<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●人件費は国土交通省が定めている「平成30年度設計業務委嘱等技術者単価」を参考に価格の妥当性を確認した。事後的な確認は規模が大きいため、本会議場、IMC等各ユニット毎に担当を決め、提出された証拠書等により確認した。 ●最終的にフェンスは設置したので支払うこととする。 <ul style="list-style-type: none"> ●ロンドン及びロサンゼルスは、受託者から平成30年度末をもって本事業から辞退する意思表示があった。これを受け、平成31年度以降の委託先につき検討したが、受託者間の引継ぎ等に時間を要したため、平成31年度当初から新しい受託者との間で契約締結ができず、繋ぎとしてこれまでの受託者と平成31年度4月から3ヶ月間の契約をした。 ●ロンドン、ロサンゼルスとともに令和元年7月1日から新たな受託者と契約をした。 ●ロンドン及びロサンゼルスの受託者は不動産業や現地事情に明るい企業であった為、ジャパン・ハウスの立ち上げに際し、十分成果を上げたと考えているが、開館後運営を続けていく中で、コンテンツ等の分野で必ずしも強くないなど各社の事情により、辞退に至った

委 員	外 務 省
<p>①－８：「医薬品及び医療用品類」の購入</p> <p>○在外公館の所在地は地域により環境が異なると思うが、薬の内容は地域の特性に適した内容となっているのか。</p> <p>○医薬品を現地調達することはあるのか。</p> <p>○多数の品目を送付する必要があるのか。</p> <p>○本事業は、長期間行われている事業だと承知しているが、他の事業者でも559品目揃えることは可能ではないか。同じ事業者のみ応札している理由及びその対策。</p> <p>③－６２：「在外公館向け雑誌等定期刊行物購入」業務委嘱</p> <p>○月刊誌、週刊誌それぞれ週一回の送付となっているのか。</p> <p>○月刊専門料理の購入が最も多くなっているが、公邸料理人からの要望が多いということか。</p> <p>○参考見積書の際に扱っていない雑誌が含まれることを理由として見積書の提出を辞退した事業者があるが、扱う雑誌を変える等の工夫をすることで入札業者を増やせないか。</p> <p>○1雑誌であれば対応出来る事業者もあるのではないか。</p>	<p>ものと考えられる。</p> <p>●然り。</p> <p>●原則、医薬品は現地調達可能な場合は現地調達を行っている。</p> <p>●原則医薬品は現地調達を行っているが、現地調達が難しい医薬品も数多いため送付している。</p> <p>●過去には現受注者以外の業者が応札したこともあるが、医薬品及び医療用品類のみでなく、医療機器の試薬なども調達する必要があるため、全ての品目を扱うことが難しいようである。また、本事業では、各在外公館からのりん請に応じ、医療品等を月に30公館程度、ある公館は138品目、また別の公館は56品目等、公館毎に梱包し、当省に納品する作業を事業者に指示しているため、事業者にとっては大きな負担となる由で、事業者が限られている状況である。本調達から右作業を省くことは難しい状況である。</p> <p>●週一回とりまとめて送付している。</p> <p>●然り。</p> <p>●雑誌は在外公館からの要望でとりまとめている。</p> <p>●要望のあった雑誌をとりまとめたものを入札する仕様とした契約となっている。</p>

委 員	外 務 省
<p>○在外公館からの要望というが、どのような雑誌でも要望があれば認めているのか。</p> <p>○購読の要望が増えれば経費が増えていくのではないか。</p> <p>②-26：「赴任帰朝旅費に関する旅費精算業務一部アウトソーシング」業務委嘱</p> <p>○契約件数と単価はいくらくらいか。</p> <p>○アウトソーシングは非常に良いことだが、今時「手書き」で作成するのは時代にそぐわないのではないか。</p> <p>⑥-13：「自動車運行管理」業務委嘱</p> <p>○本契約業務で使用している車両は公用車か。</p> <p>○毎年同じ事業者と契約しているのか。</p> <p>○事業者が替わっても問題ないか。</p> <p>○感想として、契約金額は1台あたりそれほど高くないが、運行時間等の見直し等で管理方法を工夫することによってコストダウンできると思われる。（委員の感想）</p> <p>○車内での会話等で運転手にも守秘義務が必要ではないか。外国人が運転手になるケースも今後の可能性として出てくるのではないか。</p> <p>①-20：「リサイクルPPC用紙」の購入</p> <p>○外務省のコピー機は落札業者（複写機メーカー）製か。</p> <p>○本件業務は同業他社も請負うことは可能かと思</p>	<p>●各公館の要望を踏まえつつ、在外公館の館務に必要と本省が認めるものを送付している。</p> <p>●予算の範囲内でスクラップ&ビルドで対応している。</p> <p>●4月-10月までの契約期間において、700人、単価は1人あたり約6000円。本件は手書き作業であり、委嘱事業者は押印済みの請求書用紙に記載を行うために、時間と手間のかかる作業を行っている（証拠書の確認、計算、下書き、下書きの確認、所定の用紙への転記、転記の確認等）。</p> <p>●精算請求書には請求者の押印が必要なため、手書きで作成せざるを得ないが、再来年には、押印を省略して、システムにて作成が出来るようになる見込みである。</p> <p>●全て公用車である。</p> <p>●入札を実施した上で契約を行っているが、同じ事業者が続いている。</p> <p>●基本的には問題ないと考えている。</p> <p>●契約書に秘密保全に関する条項を加えている。運転手の人選については事業者側に配慮を求めている。</p> <p>●同社は今年度22台導入した。</p> <p>●ここ数年4-5社の応札があり、同業他社も</p>

委 員	外 務 省
<p data-bbox="204 320 718 353">うが、何故入札に参加しなかったのか。</p> <p data-bbox="172 703 821 880">○原料の確保が困難な状況だと、再生コピー用紙が普通のコピー用紙より購入金額が高くなってしまっているのではないかと、また、単価は高いように思えるがどうか。</p>	<p data-bbox="885 320 1476 689">そのうちの1社。昨今、中国にてリサイクル原料となる古紙の需要が高まり、原料が同国に流れ、国内で原料確保が困難な状況にある。また、過去の入札参加者の中でも同業他社をはじめ、2社が本件事業から撤退している。そのような事情もあり今年度は一者応札となった。この点を踏まえ、来年度以降、一者応札の改善につき検討していきたい。</p> <p data-bbox="858 703 1476 976">●一般的に普通のコピー用紙と再生コピー用紙を比較すると、原料を一度溶解処理し、更に、洗浄、漂白する工程があるため再生紙の方が、製造コストがかかる。契約単価には省内各課室に直接納品するための配達コストも加算されている。</p>